

岐阜県こどもの安心・安全対策事業費補助金 募集要項

【募集期間】

- (1次募集)令和5年6月5日(月)～6月30日(金)
- (2次募集)令和5年8月21日(月)～9月15日(金)
- (3次募集)令和5年11月6日(月)～11月24日(金)

【岐阜県ホームページ】

トップページ > 分類でさがす > 子ども・女性・医療・福祉 > 障がい者 > 法令・計画等 > 法令・計画等（障がい者） > 岐阜県こどもの安心・安全対策事業費補助金
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/290794.html>

令和5年11月

岐阜県 健康福祉部
障害福祉課事業所指導係

〔 目 次 〕

1. 事業の目的	3
2. 補助対象事業者	3
3. 補助対象事業の概要	3
4. 補助対象期間	4
5. 補助率及び補助限度額	4
6. 申請手続き	5
7. 交付決定について	6
8. 補助事業の完了	7
9. 補助金の請求と交付	7
10. 事業実施における留意事項	8
11. 申請の流れについて	9
12. 申請書提出先及び問い合わせ先	10

1. 事業の目的

県内(岐阜市を除く)において児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援及び同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う者が送迎を行うに際し子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図るために行う。

2. 補助対象事業者

岐阜県内(岐阜市を除く)において、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援及び同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業者

3. 補助対象事業の概要

補助金の対象となる経費は、事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類により金額等が確認できる支出のみが対象となります。

なお、国、県、市町村等から他の補助金、交付金等の交付の対象となった事業は、補助対象外となります。

(1) 補助対象事業及び経費

補助対象事業	補助対象経費
①こどもの安心・安全対策支援事業実施要綱(令和5年2月28日付け障発 0228 第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に基づく、送迎用バスの改修事業	送迎用バスの改修等を実施するために必要な装置・機器の購入費(装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む)、リース料、導入費用
②実施要綱に基づき、ICT を活用した子どもの見守り支援事業	ICT を活用した子どもの見守り支援を実施するために必要な装置・機器の購入費(装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む)、リース料、導入費用
③実施要綱に基づく、登降園管理システム導入事業	登降園管理システムを導入するために必要な装置・機器の購入費(装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む)、リース料、導入費用

(2) 経理処理上の留意事項

- ア 補助金の支払いは、補助事業完了後の精算払いとなります。
- イ 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その支出の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません(補助事業終了後の補助金額の確定作業において、書類等の確認ができない場合には、補助対象外となります。)
- ウ 交付金申請額の算出において、②、③の事業については、補助対象経費の合計に4/5を乗じた際、千円未満の端数が生じる場合は、切り捨てた金額を交付金申請額として計上してください。
- エ 消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費から除いて算出してください。

4. 補助対象期間 (補助事業の実施期間)

補助対象期間は、令和4年9月5日から令和6年3月31日までとなり、以下の要件に該当する必要があります。

[要件]

令和4年9月5日以降に購入し、かつ、令和6年3月31日までに納品及び支払いが完了していること

令和4年9月5日から交付決定の前までに実施した事業に要する経費についても、事業の趣旨に沿った補助対象事業、補助対象経費と確認でき、適正な経費と認められる場合は補助対象となります。

※実績報告書提出時には、令和4年9月5日以降に購入及び支払を行ったことがわかる資料(請求書、領収書等)を添付していただきます。

5. 補助率及び補助基準額

①送迎用バスの改修事業

補助率:10/10

補助基準額:1台あたり175千円

②ICT を活用した子どもの見守り支援事業

補助率:4/5以内

補助基準額:1事業所あたり200千円

③登降園管理システム導入事業

補助率:4/5以内

補助基準額:端末購入を行わない場合、1事業所あたり200千円

端末購入を行う場合、1事業所あたり700千円

6. 申請手続き

(1) 申請受付期間

(1 次募集) 令和5年6月5日(月)～6月30日(金)

(2 次募集) 令和5年8月21日(月)～9月15日(金)

(3 次募集) 令和5年11月6日(月)～11月24日(金)

※郵送の場合は当日消印有効

(2) 申請書類等の取得

補助金の交付要綱や、申請書等の様式は、ホームページ「岐阜県こどもの安心・安全対策事業費補助金」をご確認ください。

(3) 提出方法

①電子申請フォームによる提出

以下から提出ください。

<https://logoform.jp/form/T8mB/411460>

②郵送または持参

※原則①電子申請フォームにより提出してください。電子申請フォームが利用できない場合は、必ず簡易書留、特定記録など配達されたことが確認できる方法によってお送りください。なお、郵送の場合の注意事項は以下のとおりです。

ア 提出の際は、封筒の表面に【こどもの安心・安全補助金申請書類在中】と朱書きしてください。

イ 申請書類の記入漏れや添付書類の不備があった場合は、審査に影響しますので、「提出書類のチェックリスト」にて提出前に再度ご確認ください。

ウ 提出された申請書類および添付資料は返却いたしません。

エ 申請書類作成、送付等に係る費用は、申請者の自己負担となります。

(4) 提出書類

- 1 提出書類のチェックリスト
- 2 交付申請書(別記第1号様式)
- 3 所要額調(別紙1)
- 4 収支予算書(別紙2)
※複数の事業を実施する場合は、事業ごとに作成、提出が必要です。
- 5 口座振込依頼書兼債権者登録票
- 6 通帳の写し ※金融機関名、支店名、口座名義、口座名義カナ、口座番号が記載の部分
- 7 車検証の写し ※①送迎用バスの改修事業を実施する場合
- 8 (車両が別法人所有の場合)リース契約書等法人が使用していることがわかる書類
- 9 補助事業(購入予定の物品、備品等)の内容が確認できる書類
・ホームページ・カタログ・仕様書等の写し等
- 10 補助対象経費の積算が確認できる書類
・見積書等金額のわかるもの。
※見積書等がない場合は、ホームページ・カタログ等の写しでも可
- 11 設置箇所の写真
※すでに着手、設置している場合は、現況の写真で可

※全事業共通の1～5については既定の様式がありますので、ホームページからご確認ください。

※物品、備品等の購入を伴う事業で、交付申請時にすでに事業が完了している場合は、補助対象経費の積算が確認できる書類について、領収書等を提出することも可とします。

7. 交付決定について

(1) 審査

申請書類を提出いただいた後、その内容を県にて審査のうえ、補助対象者及び補助金額を決定します。(必要な書類が一式揃ったものを正式な申請として受け付けます。)

(2) 交付決定

申請受付期間終了後、順次審査結果を、申請者に対し文書にて通知します。(補助対象者として決定された事業者の方には交付決定通知書を送付します。)

なお、審査の経過及び結果に関するお問い合わせには一切応じかねますので予めご了承ください。

8. 補助事業の完了

(1) 補助事業の完了

交付決定を受けた補助事業は、令和6年3月31日までに、事業実施にかかる支払いを含め完了してください。

※期限内に完了しない(支払い含む)場合、補助金の交付はできません。

(2) 実績報告書の提出

補助事業の完了後30日以内、または令和6年3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。なお、交付決定を受領する時点で補助事業が完了している場合は、交付決定の日から14日以内に提出してください。

(3) 提出書類

- 1 提出書類のチェックリスト
- 2 実績報告書(第9号様式)
- 3 精算書(別紙1)
- 4 収支決算書(別紙2)
- 5 対象経費の金額、支払日等、内容が確認できる書類
・支出に係る領収書の写し等
- 6 (発注日と支払日が異なる場合)発注書、注文確認書の写し等、発注日が確認できる書類
- 7 (納品日と支払日が異なる場合)納品書の写し等、納品日が確認できる書類
- 8 購入品等の写真
- 9 送迎車両を法人で使用している旨の誓約書

※全事業共通の1～4については既定の様式がありますので、ホームページからご確認ください。

9. 補助金の請求と交付

(1) 補助金の額の確定通知

県は事業者から実績報告書の提出を受けた後、提出書類の検査を行い、適正な事業の執行が確認できた場合、補助金の額の確定通知書を送付します。

(2) 補助金の請求

県から補助金の額の確定通知書を受け取った事業者は、速やかに補助金請求書(第11号様式)により、額の確定通知書を受け取った日から速やかに請求を行ってください。

※請求書の提出がない場合、補助金の交付はできません。

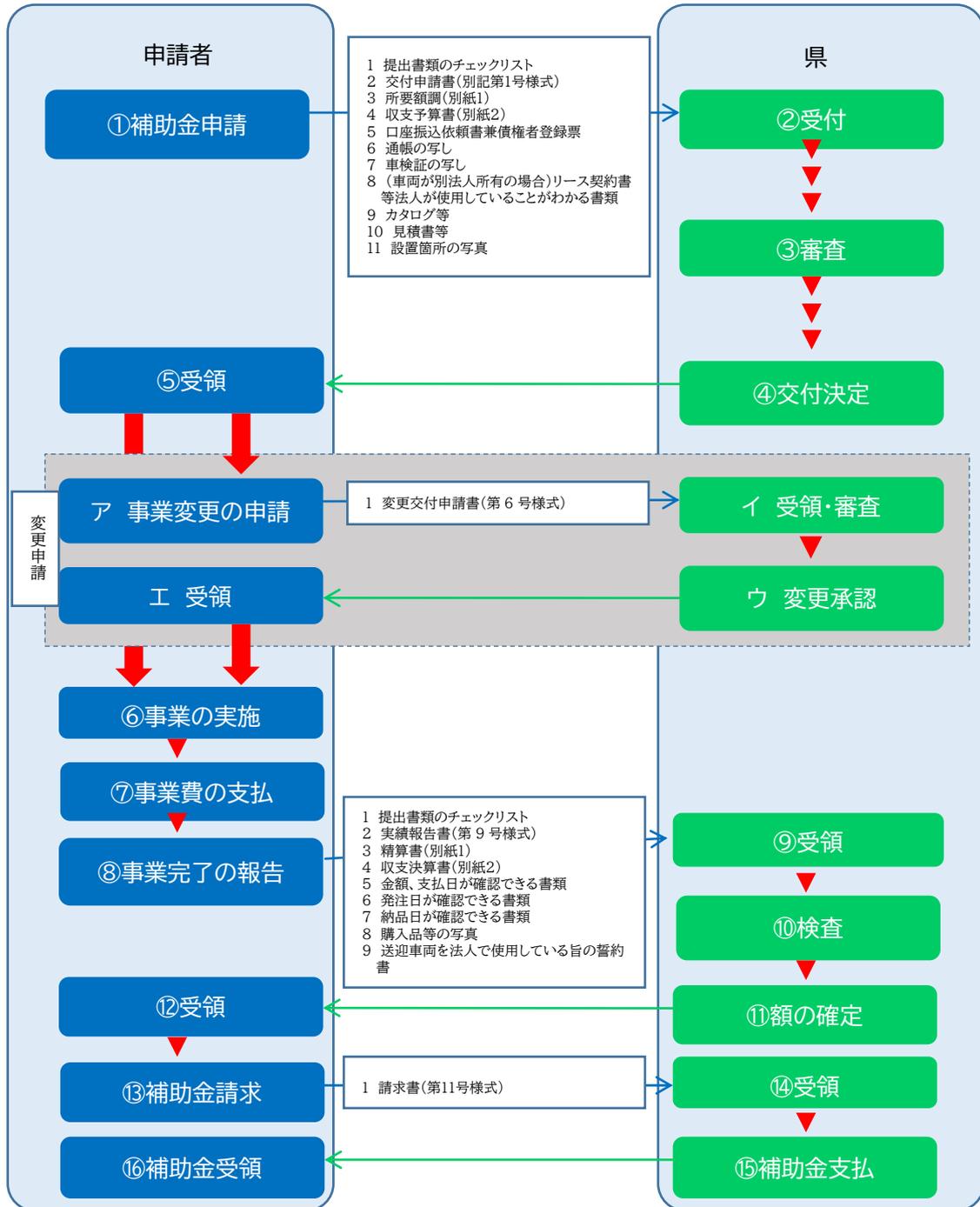
10. 事業実施における留意事項

本補助金の活用には、以下に記載した事項のほか、岐阜県補助金等交付規則及び岐阜県こどもの安心・安全対策事業費補助金交付要綱、岐阜県こどもの安心・安全対策事業費補助金実施要綱を遵守してください。

- (1) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の内容や金額を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に県の承認を得なければなりません。
- (2) 補助事業者は、補助事業の交付年度中の進捗状況について、状況の報告を求められた場合には、速やかに報告しなければなりません。
- (3) 補助事業者は、補助事業を完了した時、若しくは中止又は廃止の承認を受けた時は、その日から起算して30日以内、または令和6年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければなりません。
- (4) 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産は、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
- (5) 取得価格等が30万円以上の機械及び器具については、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換等してはいけません。ただし、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成 20 年厚生労働省告示第 384 号)に掲げる期間を経過した場合は、この限りではありません。
- (6) 同一目的の事業において、国等の補助金等の交付を受ける場合には、速やかに県に報告してください。国等の補助金等の補助対象経費になった部分については、この補助金の補助対象経費とはなりません。
- (7) 補助事業終了後、県の監査関係者が実地検査に入ることがあります。
- (8) 補助事業者が、岐阜県補助金等交付規則等に違反する行為等(他の用途への無断流用、虚偽報告等)をした場合には、補助金の交付取消、返還、不正内容の公表等を行うことがあります。
- (9) 交付決定後に、補助対象事業に係る事業費総額の 20 パーセントを超える経費の配分の変更や補助対象経費の 20 パーセントを超える減額があるときは、あらかじめ変更等承認申請書の提出が必要になります。
- (10) その他、「岐阜県こどもの安心・安全対策事業費補助金交付要綱」等に定める内容についてご確認ください。

11. 申請の流れについて

申請から補助金の交付までの流れは以下のとおりです。



12. 申請書提出先及び問い合わせ先

問い合わせは、平日の午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます(休祝日を除く)。なお、審査の経過及び結果に関するお問い合わせには応じられません。

<申請・問合せ先>

〒500-8570

岐阜市藪田南 2-1-1

障害福祉課 事業所指導係

TEL:058-272-8302

058-272-8314